

令和4（2022）年度 柏崎市短期体験型インターンシップ実施要領

1 目的

公務に関心がある学生に対して、職業体験の機会や市役所業務に関する情報を提供し、自己の適性や働くことへの理解の促進を図る。また、柏崎市への U・I ターンを考えている学生に対し、まちの魅力に対する理解を深める機会とし、将来の定住につなげる。

2 対象者

18歳以上の学生（大学・大学院・短期大学・専門学校に在学中の者）又は既卒者とし、柏崎市の行政に関心があり、インターンシップ実習に積極的に取り組む意志のある方（以下「実習生」という。）とする。

3 実習先と内容等

別紙「インターンシッププログラム一覧」のとおり

※今年度は技術職（土木・建築）を志望する学生向けのプログラムのみ実施

※複数プログラムの応募は、人事課の必須プログラムを除き最大2つまで可能とし、各プログラムの受入人数の範囲内で受け入れる。

4 身分

実習生は、学生の身分のまま従事する。傷害保険及び損害賠償保険への加入を受入条件とし、実習中の事故に関しては、学生自らの責任で対応する。

なお、受入先決定の際には、服務規則遵守等を定めた誓約書の提出を義務付ける。

5 報酬・交通費等

報酬・手当等は、支給しない。交通費・食費等も自己負担とする。

6 申込方法

「柏崎市短期体験型インターンシップ申込書」を郵送又は持参で提出する。

【学生の方】

申込書の1・2・4を記入し、3を学校のインターンシップ担当者から記入してもらった上で、学校を通じて提出する。

【既卒者の方】

申込書の1・2・4を記入し、提出する。

7 申込期限

令和4（2022）年7月1日（金）まで（必着）

※持参の受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）

8 提出先

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所 総合企画部 人事課 職員係

9 受入れの可否等

学生の方は学校宛て、既卒の方は本人宛てに文書で通知する。

各プログラムの受入可能人数を超過する場合は、以下の優先順位により決定する。

- (1) 人事課の必須プログラムを除き、希望するプログラムが1つである。
- (2) 人事課の必須プログラムを除き、複数のプログラムを希望している。
- (3) 同順位の者が複数いて、受入可能人数を超過する場合は、抽選により決定する。

【お問合せ】

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町 2-1

柏崎市役所総合企画部人事課職員係

担 当：山本

電 話：0257-43-9143（直通）

F A X：0257-22-5904

E-mail：k10909-yamamoto@city.kashiwazaki.lg.jp